

令和4年度

第2回恵那市介護保険運営協議会

日時 令和4年10月24日（月）午後1時30分

場所 恵那市役所 会議棟 大会議室

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事

(1) 介護人材確保に向けた制度について 資料1

4. その他

- ・介護保険事業計画、保険者機能強化推進交付金、保険者努力支援交付金の評価項目について 資料2
- ・第9期介護保険事業計画の策定について 資料3

5. 閉会

恵那市介護保険運営協議会委員名簿
 (兼 地域密着型サービス運営委員会委員
 兼 介護保険事業計画策定委員会委員)

(R3. 4. 1～R5. 3. 31)

区分	職名等	氏名	備考
1 被 保 険 者 委 員	被保険者代表	山田 忠	恵那市壮健クラブ連合会副会長 (R4. 7. 27変更 前任：植田勝彦)
	被保険者代表	大木 八重子	恵那市シルバー人材センター理事
	被保険者代表	伊藤 京子	
	被保険者代表	三宅 勝彦	
5 学 識 経 験 者	恵那市社会福祉協議会 副会長	西部 良治	
	恵中医会 会長	◎長谷川 核三	長谷川皮膚科院長
	恵南医会	前野 禎	国保岩村診療所所長
	恵那歯科医師会 常務理事	○篠原 勝彦	篠原歯科医院院長
	民生委員・児童委員協議会	柘植 哲英	
10 介 護 サ ー ビ ス 提 供 事 業 者	未来設計おひさま 管理者	西尾 由香	
	小規模多機能型めぐみ 管理者	小木曾 三枝	
	ハートデイサービス 管理者	平野 幸代	
	特別養護老人ホーム明日香苑 施設長	島崎 太郎	
	介護老人保健施設ひまわり 事務部次長	古山 雅博	(R4. 7. 27変更 前任：秋山耕治)
	いわむらの憩 管理者	伊藤 剛志	
16 諸 団 体	恵那市シルバー人材センター 理事長	鈴木 隆文	
	NPO法人まめに暮らそまい会	鈴木 八枝子	
	障がい者団体	三宅 弘文	(R4. 7. 27変更 前任：鷺見辰星)
事務局	医療福祉部 部長 次長兼福祉事務所長 技監 高齢福祉課長 地域包括支援センター所長 高齢福祉課長補佐兼高齢福祉係長 高齢福祉課長補佐兼介護保険係長 介護保険係主査	加藤 真治 古山 小百合 三宅 千春 樋田 正志 早川 みどり 高橋 英治 鈴木 衛功 根崎 崇嘉	

介護人材確保に向けた 制度の検討

令和4年10月24日 13:30～
介護保険運営協議会



現状と課題

- **増加する介護ニーズに対応するため、恵那市も人材確保が必要**
 - ・高齢化が進む中で、介護人材不足は全国的な課題。
 - ・市内でも介助職員の不足が課題となっており、ハローワークの求人の多くは介護サービス事業所のものとなっている。
 - ・市内事業所ヒアリングでも、介護の担い手不足は重要な課題となっている。
- **中津川市は市内高校を対象に修学資金を貸付 [R3年度～]**
 - ・中津川市内の福祉系高校（坂下高校福祉科）を卒業、介護福祉士を取得し、中津川市内の介護サービス事業所に就職すれば修学資金の返還免除。
- **恵那南高校では福祉分野を学ぶ**
 - ・恵那南高校 総合学科 ライフサポート系列では、保育・介護などの福祉分野を学ぶため、卒業後に介護サービス事業所への就職が期待できる。



恵那市の事業展開

1. 即戦力となる介護の専門家の育成 + 県社協 助成制度の活用

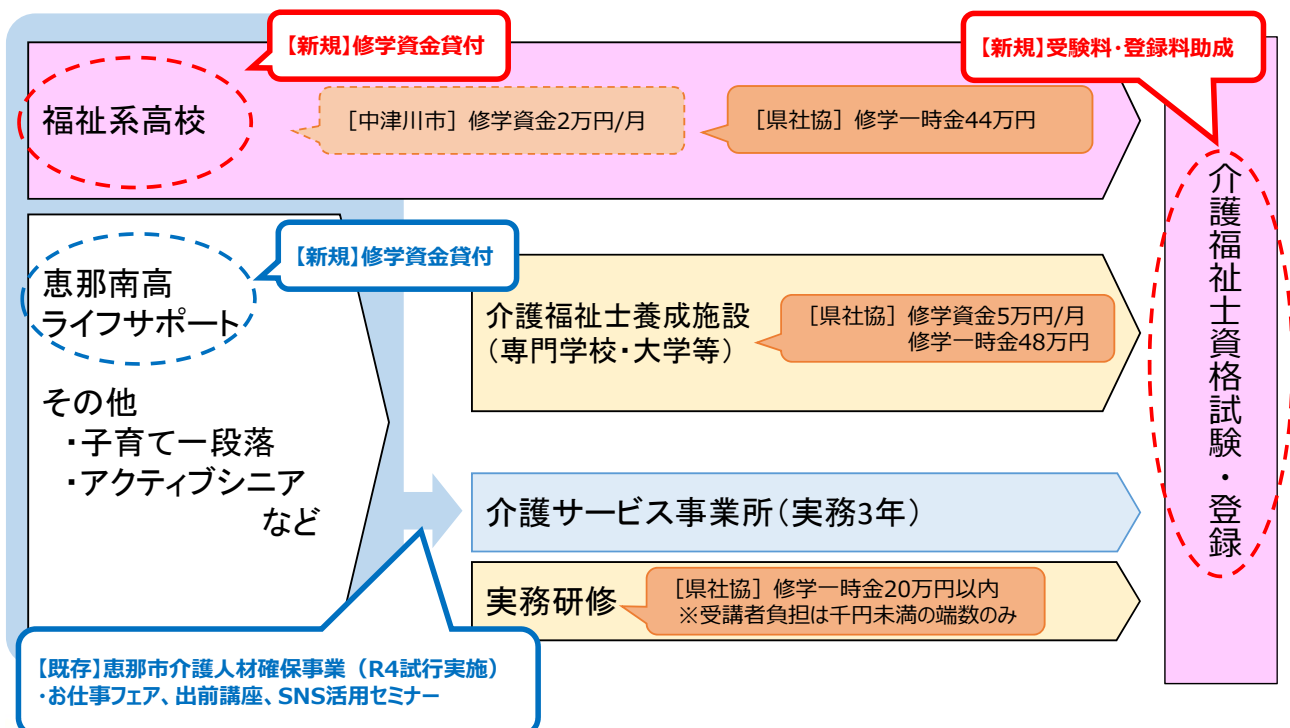
- ① 福祉系高校をターゲットにした介護福祉士の確保 [新規]
 - 対象：福祉系高校に在学し、介護福祉士を取得して、市内で介護サービス職業従事者として勤める恵那市に住民票がある高校生
 - 福祉系高校（坂下高校 福祉科など）に通う、恵那市に住民票がある生徒
 - 内容：修学資金を貸付（20,000円/月×3年間）
- ② 介護福祉士資格の受験・登録支援 [新規]
 - 対象：市内介護事業所に勤め、介護福祉士を取得・登録し、1年以上勤務する意向がある市民
 - 内容：介護福祉士資格の受験料・登録料を助成（30,000円）

2. 介護の担い手の裾野拡大、呼び込み

- ① 高校生の介護分野への就業拡大 [新規]
 - 対象：市内高校で福祉分野に触れ、市内で介護サービス職業従事者として勤める高校生
 - 恵那南高校 総合学科 ライフサポート系列に通う生徒（住所不問）
 - 内容：修学資金を貸付（20,000円/月×2年間）
- ② 介護事業者とのマッチング [既存]
 - 対象：不問（高校生、子育てが一段落した方、アクティブシニアなど）
 - 内容：介護に関する仕事のPR支援（福祉のお仕事フェア、介護の仕事出前講座、SNS活用セミナー）



介護人材確保に向けた事業展開の整理



介護人材育成修学資金貸付事業

資格要件 (全てに○)	○恵那市に住民票を置き、福祉系高校に在学 ○卒業から1年以内に介護福祉士の登録(合格するまで3年間の猶予を認める)	○恵那南高校 総合学科 ライフサポート系列(2・3年生)に在学 [住所不問]
貸付期間・貸付額	○卒業後、恵那市に住民票を置き、市に住所地登録のある介護事業所で正職員の介護サービス職業従事者として貸付年数×2年間(最長5年間)勤務	
返還を求める場合	高校在学中に支給 20,000円/月×12ヶ月×最長3年=最大720,000円/人 ※福祉系高校：最大720,000円/人 ※南高：最大480,000円/人	
その他、参考	・介護福祉士養成施設に進学した場合、その間は返還の猶予を認める(それ以外の学校に進学した場合は、返還対象) ・本人が死亡、心身の故障により業務を継続できなくなった場合は免除	

日本標準職業分類(総務省)
 大分類 E-サービス職業従事者
 中分類 36-介護サービス職業従事者
 361 介護職員(医療・福祉施設等)
 362 訪問介護従事者



介護福祉士資格取得支援事業

資格要件 (全てに○)	○介護福祉士の資格を取得してから1年以内であること ○介護福祉士の登録が済んでいること ○申請時に、恵那市に住所地登録のある介護事業所に従事し、1年以上勤務する意向がある市民
助成額	30,000円/人(実費30,700円の千円未満切り捨て) ※受験料18,380円 ※登録料12,320円
その他、参考	・合格者に対して、事後支給する ・申請時に求めるもの ○合格を証明するもの ○登録を証明するもの ○就業証明書 ○受験料、登録料納付を証明するもの(+会社が負担した場合は、受け取り委任状)



第8期介護保険事業計画の取組と目標に関する評価について

第8期介護保険事業計画に記載の内容				令和3年度（年度末実績）			評価方法
区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容	自己評価 ◎：80%以上 ○：60～79% △：30～59% ×：29%以下	課題と対応策	
①自立支援・介護予防・重度化防止	本市は、高齢化の進行が早く、すでに後期高齢者数が前期高齢者数を上回っており、2025年には高齢者人口も減少段階に入ることが予想され、迅速な対応が求められている。アンケート調査では、加齢による身体の老化が原因で介護が必要な状態であることが伺える。趣味や生きがいをもって充実した生活を送ることができるよう、重度化防止のための介護予防事業や健康づくりを一層推進し、元気な高齢者の増加につなげることが重要である。	介護予防サポーター事業の推進	①介護予防サポーター養成講座の開催 R1：40人 R2：40人 R3：20人 ②介護予防活動支援の実施	①介護予防サポーター養成講座 1講座150分×6回を年1回開催 R3実績：10人 ②介護予防活動支援 ・連絡会・勉強会の開催 5回/年 R3実績：38人 ・リーダー養成講座の開催 10回/年（→0回/年） R3実績：0人	◎	①介護予防サポーター養成講座 新型コロナウイルス感染症の影響により、受講者数は目標より低い値となった。 ②介護予防活動支援 リーダー養成講座は緊急事態宣言等により開催を見合わせた。	評価方法については保険者の自己評価による。 目標値は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮していない目標値となっている中で、実際の評価については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けてもなお目標に近づけるよう取り組んだことを鑑みている。 そのため、以下の視点により評価を行った。 【書面等による取組】 ・目標値に対する評価 【対面等の取組】 ・努力評価
②給付適正化	縦覧点検・医療情報との突合は、国保連合会に委託しており、サービスの整合性を図っている。	縦覧点検・医療情報との突合	①縦覧点検 R1：1,000 R2：1,000 R3：1,000 ②医療情報との突合 R1：1,200 R2：1,200 R3：1,200	①縦覧点検 委託により全件 ②医療情報との突合 委託により全件	◎	縦覧点検及び医療情報との突合は、国保連合会の委託による点検がもっとも効果があると思われるため、今後も委託による点検を継続する。	そのため、以下の視点により評価を行った。 【書面等による取組】 ・目標値に対する評価 【対面等の取組】 ・努力評価
②給付適正化	認定調査状況チェックは、本市だけでなく、認定審査会事務局においても、引き続き書面によるチェックを全件実施し、必要に応じて聞き取り、再び訪問調査を行い適切な認定調査を継続させる必要がある。	要介護認定の適正化	①書面チェック R1：1,500 R2：1,500 R3：1,500 ②訪問チェック R1：5 R2：5 R3：5	①書面チェック R3：2,950 ②訪問チェック R3：10	◎	公平公正で客観的かつ適切な調査が維持できるよう、令和2年度より直営について定期的に調査同行するようにした。書面チェックの全件実施は引き続き適切な認定調査が実施できるよう継続していく。	そのため、以下の視点により評価を行った。 【書面等による取組】 ・目標値に対する評価 【対面等の取組】 ・努力評価
②給付適正化	ケアプラン点検の実施には、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーの協力を得ながら、書面と訪問によるチェックを行っている。チェックには専門的な知識が必要とされることや、給付適正化システムを活用して、不適正な報酬算定等を改めるよう指導・助言も必要である。	介護サービス提供体制の適正化（ケアプラン点検）	①書面チェック R1：50 R2：50 R3：25 ②訪問チェック R1：20 R2：20 R3：10	①書面チェック R3：9 ②訪問チェック R3：3	◎	介護サービスを適切に提供することで、介護保険制度の信頼性を高めるとともに、将来にわたり、持続可能な制度となるため、引き続きケアプランチェックの充実を図る。また、訪問チェックの減少については新型コロナウイルス感染症による影響が大きい。	そのため、以下の視点により評価を行った。 【書面等による取組】 ・目標値に対する評価 【対面等の取組】 ・努力評価
②給付適正化	住宅改修の内容が自立支援につながるものか、適正な内容かという視点から書面による事前審査を行い、必要に応じて現地確認を行っている。福祉用具購入・貸与はケアマネジャーが調査を実施し、必要性や利用状況を確認していると併に、システムを活用した点検も行っている。住宅改修・福祉用具の利用者等が増加傾向にあるため、迅速かつ効率的に点検を行う必要がある。	住宅改修等の点検	①住宅改修の点検 R1：180 R2：180 R3：180 ②福祉用具購入・貸与調査 R1：90 R2：90 R3：90	①住宅改修の点検 R3：204 ②福祉用具購入・貸与調査 R3：280	◎	建築事業者を対象とした研修の実施や必要に応じて1級建築士が同行した現場確認も行うことや事業者からの事前相談等もあり、適正な給付につながっているため、現在の点検が継続できるよう努める。福祉用具には、主任ケアマネジャーによる調査も行っているため、現点検体制が継続できるよう努める。	そのため、以下の視点により評価を行った。 【書面等による取組】 ・目標値に対する評価 【対面等の取組】 ・努力評価

保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金

1. 保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金の創設

(1) 保険者機能強化推進交付金 [平成 30 年度～]

市町村及び都道府県による高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援。

(2) 保険者努力支援交付金 [令和 2 年度～]

公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより配分基準のメリハリ付けを強化。

令和 3 年度 (恵那市)	(1) 保険者機能強化推進交付金	9,577,000 円
	(2) 保険者努力支援交付金	10,012,000 円

2. 自立支援や介護予防、重度化防止が目的

各自治体にて地域課題への問題意識が高まり、地域の特性に応じた様々な取組が進められていくとともに、各取組が自治体間で共有され、より効果的な取組への発展が期待。

3. 様々な取組の達成状況を指標として設定

交付金は、保険者機能の強化に向けて、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する市の取組の達成状況に関する指標を設定した上で交付。(年度ごとに指標の変更あり)

令和 3 年度 (2021 年度) 保険者機能強化推進交付金 (市町村) 評価指標と実績

指標の小項目・内容	指標の項目数	配点	恵那市 (努力支援)
I PDCA サイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	7 項目	155 点	120 点 (40 点)
・地域包括ケア「見える化」システムを活用して他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握しているか など			
II 自立支援・重度化防止等に資する施策の推進	53 項目	1,190 点	738 点 (458 点)
(1) 介護支援専門員・介護サービス事業所等 (2) 地域包括支援センター、地域ケア会議 (3) 在宅医療・介護連携 (4) 認知症総合支援 (5) 介護予防/日常生活支援 (6) 生活支援体制の整備 (7) 要介護状態の維持・改善の状況等			
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進	18 項目	245 点	98 点 (10 点)
(1) 介護給付の適正化 ・ケアプラン点検をどの程度実施しているか など (2) 介護人材の確保 ・必要な介護人材を確保するための具体的な取組を行っているか			
計	78 項目	1,590 点	956 点 (508 点)

参考：県内（東濃）順位

機能強化推進 11 位/42 (2 位/5)

努力支援 8 位/42 (1 位/5)

合計 12 位/42 (2 位/5)

第9期介護保険事業計画の策定について

1. 計画策定の趣旨

市町村は、老人福祉法の規定に基づく老人福祉計画及び介護保険法の規定に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定することが義務づけられています。

令和5年度をもって、「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の計画期間が終了となるため、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とする「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を、令和5年度に策定します。

2. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、介護保険運営協議会の委員をもって構成する介護保険事業計画策定委員会や、市民アンケート調査及びパブリックコメントなど幅広い分野から意見を取り入れることとします。

3. 想定スケジュール

■令和4年度(基礎調査、現状・課題分析)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
■ニーズ調査						
アンケート調査の実施						
集計、分析						
■基礎調査						
給付実績の分析、課題の整理						

■令和5年度(計画策定)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
■計画策定						
素案作成						
策定委員会				●		●

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
■計画策定						
素案作成						
策定委員会	●		●		●	
パブリックコメント						